

朝来市社会福祉協議会配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 配食サービス事業（以下「事業」という。）は、在宅の要援護高齢者や障害者等に対し、配食サービス（以下「配食」という。）を提供することにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活が送れることを支援し、もって高齢者や障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「法人」という。）とする。

2 法人の会長は、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められるときは、民間事業者等（以下「事業受託者」という。）に、委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に住所を有し在宅の状態にある者で、次の各号の一つに該当し、調理が困難な者で訪問による安否確認を必要とする者とする。

- (1) 70歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 障がい者のみの世帯
- (3) その他、会長が特に必要と認めた者

2 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者とする。

(利用申請)

第4条 配食を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は配食サービス事業利用申請書（様式第1号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により利用の承認を受け、事後に申請書を提出しても差し支えないものとする。

(利用決定)

第5条 会長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、利用申請に係るチェックシート（様式第5号）を用いて、訪問、調査及びこれらに係る内容と配食サービス事業意見書を確認のうえ、利用の可否を決定し、配食サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(サービスの内容)

第6条 この事業で行うサービスは、栄養のバランスのとれた昼食と希望により夕食を定期的に提供すると共に、訪問の際には当該利用者の安否を確認し、万一健康状

態等に異常等があった場合には関係機関等へ連絡を行うものとする。

- 2 配食の形態は、事業受託者に於いて調理した保温容器弁当と、パック弁当の2形態によりサービスを提供するものとし、優先的にパック弁当を提供する。
- 3 この事業を利用する者（以下「利用者」という。）へ附随するサービス提供を行う。保温容器弁当については、利用後に水洗いの上、事業所へ返却するものとする。

（実施日時等）

第7条 事業の実施日時及び配食提供の時間帯は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---|-------------------------------------|
| (1) 配食実施日 | 昼 | 毎週月曜から日曜日 |
| | 夜 | 毎週火曜、木曜 生野・朝来地域 毎週水曜、金曜 和田山・山東地域 |
| (2) 配食提供時間帯 | 昼 | 10時30分から12時30分 |
| | 夜 | 15時30分から17時30分 |

（利用料）

第8条 配食利用者は、別表に定める基準により算定した利用料を負担するものとし、その額を指定期日までに納めなければならない。

（利用料の減免）

第9条 利用者の内、別表1に定める第1階層に該当する者は利用料の減免を受けられるものとする。減免の申請については確認書類として、生活保護受給証明書（写）または市県民税課税証明書（初回のみ）を提出するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 利用者は、申請した内容に変更があるとき、又は利用事業を中止するときは、配食サービス事業利用変更届（様式第3号）により会長に届け出るものとする。

- 2 利用者の都合により、利用予定日前にサービス利用を中止または変更することができる。サービス利用を中止する場合、連絡の時間によりキャンセル料を請求する。ただし、利用者の急病などやむを得ない理由の場合キャンセル料は請求しないものとする。

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| ① 予定日の前日の平日午後5時まで（前日が休業日の場合は休業日の前日） | 無料 |
| ② ①に記載した日時までにご連絡がない場合 | 別表1に定める利用料算定基準額ただし、上限額を500円とする |

（利用承認の取消し等）

第11条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、配食利用の承認決定を取り消し、又は配食を中止することができる。

- (1) 利用者が利用対象者でなくなったとき。
- (2) 利用者の心身の状況、家族の状況の変化等により配食を利用する必要がないと

認めるとき。

- (3) 前各号に掲げるもののほか配食を利用することが不相当と認める事由があったとき。

(付加サービス)

第12条 利用者は希望すれば、別途要綱に定める困りごとお助け隊事業のサービスを受けることができる。

- 2 利用に関しては申請書を別途提出するものとする。

(利用者台帳の整備)

第13条 会長は、事業の実施状況を記録するため、配食サービス事業利用者台帳（様式第4号）その他必要な帳簿を整備するものとする。

(個人情報)

第14条 法人は個人情報の取扱いに関して適切に管理し、その利用目的の範囲のみ個人情報を利用するものとする。

(事業実施上の留意事項)

第15条 利用対象者の健康状態等を充分勘案するとともに、食品衛生管理に充分配慮する。

- 2 事業の実施に当たっては、地域の保健、医療、福祉サービス等の関係機関と綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

附則

(平成26年10月1日付一部改正にともなう特例措置)

1. 平成26年10月1日付要項の一部変更にあたり、現に配食を受けられている利用者は、改正日後も引き続きサービスを受けられるものとする。

(施行期日)

1. この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
1. この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
1. この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
1. この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
1. この要綱は、平成28年2月1日から施行する。
1. この要綱は、平成29年9月1日から施行する。
1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
1. この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表 1

| | 区 分 | | 利用料算定基準 | 利 用 料 |
|--------|--|-------|---------------|----------------------|
| 第 1 階層 | ① 生活保護法による被保護世帯、住民税非課税世帯、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の人。(介護保険料の所得段階が第 1 段階の人。) ② 世帯全員が住民税非課税世帯で、課税対象となる年金収入額と合計所得金額が年間 80 万円以下の人。(介護保険料の所得段階が第 2 段階の人。) ※確認書類として、 ・生活保護受給証明書写し ・市県民税課税証明書(初回のみ) | | 1食につき 300円 | 利用料算定基準に、利用回数を乗じて得た額 |
| 第 2 階層 | その他の世帯 | 保温容器 | 1食につき 500円 | |
| | | パック容器 | 1食につき 450円 | |

